

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小原若池地区）を行うことについて平成27年11月10日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成27年11月19日から同年12月9日まで縦覧に供する。

平成27年11月17日

香川県知事 浜 田 恵 造